

# 合 併 公 告

平成 22 年 4 月 23 日

株主及び債権者 各位

東京都港区虎ノ門一丁目 20 番 10 号  
西 松 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 近 藤 晴 貞

当社は、合併により松栄不動産株式会社（住所：東京都港区虎ノ門五丁目 12 番 12 号）の権利義務全部を承継して存続し、松栄不動産株式会社は解散することいたしましたので、下記のとおり公告します。効力発生日は平成 22 年 6 月 1 日であり、当社は、会社法第 796 条第 3 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。なお、本件合併により解散する松栄不動産株式会社は、西松ビル及び西松ビル別館に係る資産及び負債を除くすべての事業に関する資産、負債、雇用関係その他の権利義務の全部を本件合併の効力発生日と同日において、当社の完全子会社である西松地所株式会社に承継させる吸収分割契約書を西松地所株式会社と締結しており、当該吸収分割の効力が発生することを停止条件として、本件合併は、当該吸収分割が行われた後に行うものです。

また、当社は松栄不動産株式会社の全株式を所有しており、本件合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

## 記

1. 会社法第 796 条第 4 項に基づき、本件合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項及び第 5 項に基づき、本件合併に反対で株式買取請求をされる株主は、合併の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. 会社法第 799 条第 1 項及び第 3 項に基づき、本件合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当 社 : 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

松栄不動産株式会社 : 平成 21 年 6 月 30 日付官報（号外第 138 号）169 頁

以上